

新型コロナウイルス対策緊急特別融資制度 「はんだ元気創生融資」について

【問合わせ】 半田商工会議所 ☎21-0311

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業・小規模事業者のみなさんにご利用いただける融資制度です。詳しい内容は、半田商工会議所までお問い合わせください。

資金使途・融資金額

運転資金…………… 500万円以内

融資期間・利率 …… 5年 年1.0%

※当該融資を受けた方に対し、利子額の全額を補給します(半田市内に営業実態がない事業所は半額)。

融資対象

◇半田商工会議所会員事業所

◇知多信用金庫・半田信用金庫の営業地区内で事業を営む方で融資基準に適合する個人・法人

◇中小企業・小規模事業者(個人・法人)

◇新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した方

取扱期間

令和2年9月30日まで

金融機関

半田信用金庫・知多信用金庫

URL : www.handa-cci.or.jp



児童扶養手当(月額) ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

区分	全部支給		一部支給		支払月
	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	
児童1人のとき	42,910円	43,160円	42,900円～ 10,120円	43,150円～ 10,180円	奇数月 (5月・7月・9月・ 11月・1月・3月) の年6回
児童2人目 加算額	10,140円	10,190円	10,130円～ 5,070円	10,180円～ 5,100円	
児童3人目 以降加算額	6,080円	6,110円	6,070円～ 3,040円	6,100円～ 3,060円	

問合わせ 子育て支援課 ☎84-0658

特別児童扶養手当・特別障がい者手当など ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

手当の種類		～3月分(月額)	4月分～(月額)	支払月
特別児童扶養手当 (中・重度の障がい児童を監護又は養育している方)	1級	52,200円	52,500円	4月・8月・ 11月
	2級	34,770円	34,970円	
特別障がい者手当 (20歳以上で精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方)	県加算・A種	34,050円	34,200円	5月・8月・ 11月・2月
	県加算・B種	28,250円	28,400円	
	県加算・なし	27,200円	27,350円	
障がい児福祉手当 (20歳未満で常時介護を必要とする重度障がいの児童) 経過的福祉手当	県加算・A種	21,690円	21,780円	
	県加算・B種	15,940円	16,030円	
	県加算・なし	14,790円	14,880円	

問合わせ 地域福祉課 ☎84-0643

令和2年4月分から、次のとおり手当額が変更されます。なお、受給者の方には個別にご案内します。

児童扶養手当や障がいのある方の手当額が変わります